

## 浜松市農業委員会買受適格証明に関する事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」(平成13年1月5日12構改B1242農林水産省構造改善局長通知)による買受適格証明の事務処理の手続きを定め、適切な処理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 買受適格証明は、農地法(昭和27年法律第229号、以下「法」という。)第3条の規定による農地の所有権を移転するものと、法第5条の規定による農地を農地以外のものにするため所有権を移転するものに分かれ、それぞれ当該許可の申請又は届出の手続きに準じて行うものとする。

### (判定基準)

第3条 買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定は、それぞれ当該許可の申請又は届出があった場合における許否の判断基準と同趣旨により速やかに行うこととする。

### (事務処理上の留意点)

第4条 浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)は、買受適格証明願の提出があった場合は、「土地と建築物・工作物等の割合」、「建築物・工作物等の形態」及び「土地表面の状態」を総合的かつ個々に判断しなければならない。

#### (1)法第3条買受適格証明願の留意点

ア 願出地は原則として耕作可能な状態であることでの提出を指導する。ただし、願出地に建築物・工作物等があっても、所有権取得後に農地に復元することが可能な場合は、通常の添付書類とは別に、農地復元計画書を提出するものとする。農地復元計画書には願出地を農地に復元する具体的な手段と期限、第三者による占有が行われている場合はその立ち退きについての具体的な手段(法的手段を含む)等を記載する。

#### (2)法第5条買受適格証明願の留意点

ア 願出地を農地以外のものに転用する場合は、市街化区域であれば法第5条届出、市街化調整区域であれば法第5条許可の買受適格証明願となる。買受適格証明願には、法第5条届出・許可申請と同様の添付書類が必要となる。

### (議決)

第5条 買受適格を有する旨を証明する場合には農業委員会総会の議決を得なければならない。その後の事務処理を速やかにするため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとする。

2 農地への是正計画書が添付されている法第3条買受適格証明願は、前項の議決に併せ、期限内に農地への復元が確認されない場合は許可を取り消すことがある、とする条件を許可に付することを議決する。この期限は、個々の事情を考慮して決定し、最長期限は1年とする。

(競落後の許可申請)

第6条 競落後の許可申請書又は届出書に添付すべき書面で当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略することができる。

附 則

この要領は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。